

幼児教育の統一に就て

京都 永觀堂幼稚園 牛 島 隆 則

保育事業の現状

我國に於ける保育事業の現状は、幼稚園令に基き保育せる者ゝ然らざる者との二つに區分するを得、即ち前者は文部省の統轄に屬し、後者は内務省の統轄に屬する者なり、更に言葉を換へて云へば、前者は設置に當り幼稚園令に定めある條件に基き監督官廳の認可の許に生れたる者、後者は然らざる者なり、即ち何々幼稚園として幼稚園なる名稱を附しある者は前者に屬し、何々保育園、何々育兒園、何々託兒所、何々幼児園、何々童園、何々の家ミか附しある者は後者に屬する者なり。

以上の如く設置の道程が異なり、従つて全然監督系統を異にせるに拘らず幼児保育の實際に至りては、大同小異にして殆んぎ同じミ云ひて差支なし、保育の精神に至りては幼稚園は幼稚園令第一條の三大要綱に準據せるも、然らざ

る者は準據すべき要綱につき監督官廳として定めたる者あるを知らず。

幼児の保育は人間一生の基礎を造る者にして所謂「三ツ子の魂は百まで」の諺の通り尤も大切な時代なり、一步を誤れば一生取り返しの付かぬ重要な教育事業を、一方は文部省で掌り一方は内務省で掌るミ云ふが如きは、人間教育の基礎的當初に於て不統一も甚しきミ云はざる可らず。

保育事業と社會事業の混同

斯くの如く我國の幼児教育は一方は教育者の手で教育せられ、一方は社會事業者の手で教育せられつゝあり、即ち教育事業と社會事業が混同せる現状にして、人間の基礎教育上に關し甚だ憂慮すべき問題なり。

昨年十一月中央社會事業協會主催の下に、全國隣保事業並保育事業協議會に於て決議されたる、法令制定經費其他

一般事項、常設保育所施設標準、臨時託兒所施設標準の概況を通覽するに、殆ど幼稚園令と大同小異なり。唯設置、廢止及従業者養成並指導機關の單簡と、事業經費の補助金交附の要求等が異れり。幼稚園令發布日淺く未だ之が實施に基ける研究も充分ならざる今日に於て、社會事業者が保育所令を制定して、幼稚園令と對立して幼児教育を系統異なる兩方面に於て遂行する事は、國家として輕々しく實施すべき者にあらずと考ふ。何故なれば幼稚園令の條項につき熟讀研究すれば、以上の如き保育所令云々の事項は幼稚園令を以て解決せらるべき者と考ふ。

今左に參考の爲め幼稚園令の必要事項につき若干の説明を試みんごす。

「幼稚園令及幼稚園令施行規則制定の要旨並施行上ノ注意事項」(大正十五年四月二十二日) 文部省訓令第九號) 中の一節に

『幼稚園ノ設置ハ固ヨリ之ヲ任意トシ市町村、市町村學校組合、町村學校組合、又ハ私人ヲシテ必要ニ應シテ之ヲ設置スルヲ得シムト雖、父母共ニ勞働ニ従事シ子女ニ對シテ家庭教育ヲ行フコト困難ナル者ノ多數居住セル地

域ニ在リテハ幼稚園ノ必要殊ニ痛切ナルモノアリ、今後幼稚園ハ此ノ如キ方面ニ普及發達セシムルコトヲ期セサルヘカラス、隨ツテ其ノ保育ノ時間ノ如キハ早朝ヨリ夕刻ニ及フモ亦可ナリト認ム。又幼稚園ニ入園セシムヘキ幼兒ノ年齢ニ就キテハ從來ノ規定ト同シク三歳ヨリ尋常小學校就學ノ初期ニ達スルコトヲ原則トスルモ特別ノ事情アル場合ニ於テハ三歳未滿ノ幼兒ヲモ入園セシメ得ルコトトセリ、之ヲ外國ノ實例ニ徵スルニ幼稚園ニ乳兒預所ヲ附設スルモノ尠カラス、爲ニ特別ノ事情アル家庭ニ對シ便益ヲ與フル所頗ル大ナルモノアルカ如シ、右ノ規定ニヨリ三歳未滿ノ幼兒ヲ收容セントスルニハ相當ノ設備ヲ要スルコト論ヲ俟タスト雖、事情ノ許ス限りニ於テ適當ニ之ヲ實施スルハ當今ノ時勢ニ照ラシ亦極メテ必要ナリト信ス云々』

右の注意事項を熟讀する時は、幼稚園は何にも中産階級以上の住居地にのみ設置すべき者でもなく、時間は短くして午前中とか又午後二時頃までとすべき者でもなし、保育料も別に何等の制限なく、年齢とても相當の設備さへすれば

ば三歳未満の乳幼児まで收容し得る事なれり、加之將來幼稚園の普及發達は父母共に勞働に従事し、爲に家庭教育を行ふ困難なる者の多數居住せる地域に一層其必要を痛感し、斯る方面に此の發達を國家は獎勵し居れり。

之によりて之を見れば現今幼稚園令によらずして設置しある保育團體は、以上の主旨に適合しある者云はざる可らず、唯設置に關する手續上の差異竝に監督を異にせるに止まるのみ。

殊に近來國民の健康方面に自覺しつゝある今日にありては、幼兒の健康増進に留意することは國家の將來を隆盛ならしむる基礎的條件の一つなりと考ふ。然るが故に父母共に勞働に従事せる多數居住せる地域の如きは、普通衛生上の施設に缺陷多きを以て、斯る地域こそ衛生上に留意したる幼稚園を普及せしめ、保育の完全を期し以て幼兒を通して家庭教育の改善進歩を誘導することを目下の急務なれ、従つて斯る方面に従事する保姆は人格經驗共に優秀なる者を以て當らしむる事は一層その必要を認むる次第なるに拘らず、社會事業者の計畫せる保育所令によれば、専門ノ保姆ノ養成ノ爲ニハ中央地方ニ於テ長期ノ講習會ヲ開催スヘク、

臨時保育所ノ保姆タルモノ、爲ニハ處女會其ノ他婦人團體ノ幹部等ニ對シ各地ヲ巡回シテ短期講習ト實習ヲ行フコト云々』とある如く保姆の養成機關としては全然講習會を本意とせるが如きは一考を要すべき者ならん。

如何と云へば今日保育事業に従事せる保姆は、あらゆる點に於て小學校本科正教員の下位に置かれるを以て、各都市に於て開かれたる保育大會の都度、保姆の資格向上に待遇改善問題は滿場一致を以て可決せられ當局へ申請されつゝあり。一方保姆養成機關も今日の不備を補ひ完全の機關に改善する必要を認め、昨年秋季名古屋市中にて開催せる保育大會に於て、文部省諮問案に對し保姆養成に關する改善事項を答申せる次第なり。故に現今以上に保姆養成を低下するに於ては、保姆の資格向上並待遇改善問題の如きは全然水泡に歸する云はざる可らず。

然らば何故に現今の様に幼稚園令によらず、文部省の監督を離れ社會事業として内務省監督の許に多くの保育團體が生れたか、其原因には色々あるならんが要するに左記事項も其一つならん。

一、幼稚園令による設置上に關する手續が面倒なる事

二、幼稚園令による補助金等の援助を受ける公算が少ない事

三、監督上の色々の面倒がある事

保育事業の統一は出来るか

決して出来るにあらざり、なさざるにあり。保育事業即ち幼児教育は當然文部省の主管に属する者なり、即ち大正十五年四月二十一日勅令第七十四號を以て幼稚園令發布、翌日文部省第七十七號を以て幼稚園令施行規則發布、同日文部省訓令第九號を以て、幼稚園令及幼稚園令施行規則制定の要旨並施行上の注意事項が詳細に示されており。

元より幼児教育は初等教育の如く、義務教育で國家が積極的に維持發展を期して居るでなく、むしろ私人、自治團體の幼稚園濫設又は甚しき非教育的經營を取締らんごする趣旨に出たごしても、統轄すべき法令は前述の通り詳細に公布され、七八年を經過せる今日に於て斯くの如き不統一を見るは甚だ遺憾なり。抑々保育事業には教育事業の本領あり、社會事業には社會事業の本領がある、其本領を離るる事は大に慎まざる可らず、然るに今日に於て其不統一を尙一層深刻ならしめんとするの計畫ある事は返すくも遺

憾なり。要するに文部當事者は幼稚園令發布後の今日に於ける保育事業の發展に伴ひ、幼稚園の經營に關し夫れれ、法令を發布しながら、幼稚園令によらず保育事業を實施する事を取締らぬ事は文部省當事者の怠慢の責めを免るゝ事能はざるなり。

余の切に文部當局に望む事は、從來大に忘れ勝ちであつた幼児保育の問題は、今後の教育の最も主要なる問題であつて、大に普及發達を企圖せねばならぬ現狀に鑑み、現在幼稚園令によらず保育を實施しつゝある保育團體並に將來斯る特殊の事情の許に發生する團體に對しては、設置上の手續其他に關し相當の考慮を拂はれる事を望むと同時に、保育上の監督は幼稚園令によるご、否らざるごに拘らず、全然文部省の統轄の下に置くべき者なるを以て之も實現の早からん事を望む次第なり。

然る時は幼稚園の普及を妨げる事も憂慮する向もあらんが、決して憂慮すべき問題でない、現在幼稚園令によらず保育を實施せる團體に對しては、保育即ち教育以外ご社會事業的諸施設等に關しては從來の通り内務省の監督に置く事も差支なき事なり。若し現行の法令にして不都合の點

あれば研究の上でシ、改正を加れば可なり。斯の如き處置に出るに於ては別に社會事業團體が殊更に保育所令の發布を計畫する事は其必要を認めざるのみならず、保育の統一も何等困難の問題にあらざるなり。

統一上よりごんな利益が生ずるか

現在の如き不統一の下に保育を實行し來れる結果蒙れる不利益も少からず、其一例を擧ぐれば同一市に於て市立幼稚園に服務せる保姆は恩給の恩典に浴するも、市立託兒所に服務する保姆は恩給の恩典に浴するを得ず、然るにその從事せる業務は大同小異なるも、日々くの疲勞の程度に至りては託兒所の方が遙に大なり云はざる可らず、斯る不公平の取扱を受ける事は單に監督系統の異なるによる者云はざる可らず。融和問題の議論せらるゝ時代に於て、託兒所を殊更に特殊の居住地に設ける如きは一方に於て融和の必要を論じながら一方では之を破壊するが如き觀なき能はず、又其處に收容せる幼兒に對しても、幼稚園と呼ぶの託兒所と呼ぶのは其間異種の觀を呈するもので幼兒時代のから、ひがみ氣分を助長するの結果を來す恐れなき能はず、故に幼稚園を命名するを適當と考ふる所以なり。

結論

要するに保育事業の現状は、幼稚園令によるご然らざるごによりて保育の實際は大なる相違を認めざるも、各種が區々なるのみならず、施設に至りても一定の標準なし、都市に於ては往々非衛生的の施設は發育旺盛なる幼兒の健康を害する者あるを見る、從て保育時間にも影響を及すご少なからず、故に國家は幼稚園令の許に保育事業を統一する事に根本方針を決定し幼稚園令によるご然らざるごに拘らず、全國に亙り現在の保育施設を調査し、其結果に基き保育の實情に鑑み、幼稚園令に改正を加ふべき點は改正し、保育施設上の缺陷は適當に之を矯正し、從來往々誤解され勝ちの保育事業は教育事業である點を充分に徹底せしめ、幼兒教育も初等教育に準據し相當の補助を與へるご共に義務的教育と迄は行かざるも其精神を充分に徹底せしむる方法を講じ以て忘れ勝ちの幼兒教育上に一大革新を企圖するの必要を認むる次第なり。

以上は一に保育事業の將來を祝福する信念より已むに已まれず意見を述べた次第なり、故に他に適當なる御意見あれば御教示を切望する次第なり。